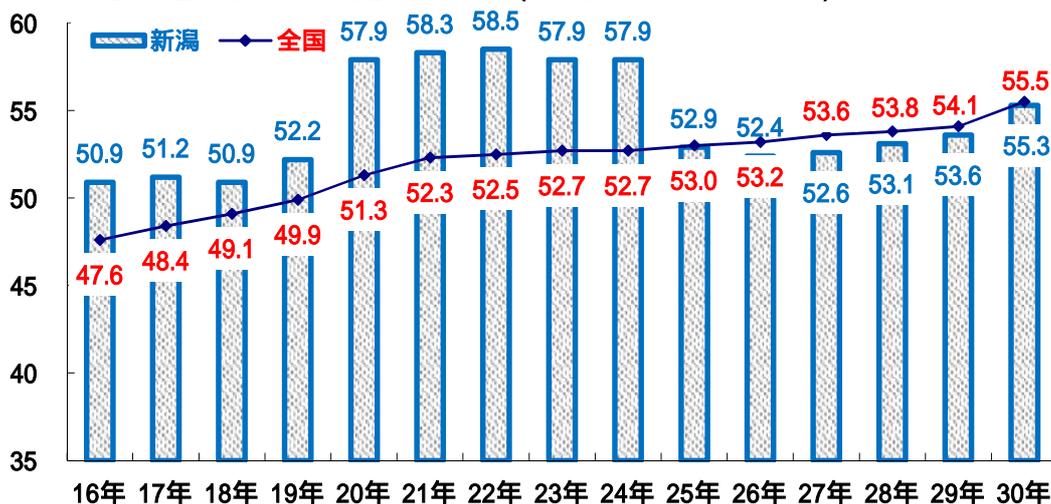


健康づくりを進めましょう

～ 有所見率改善の取組のためのポイント～

新潟労働局

定期健康診断有所見率の推移(平成16年～平成30年)



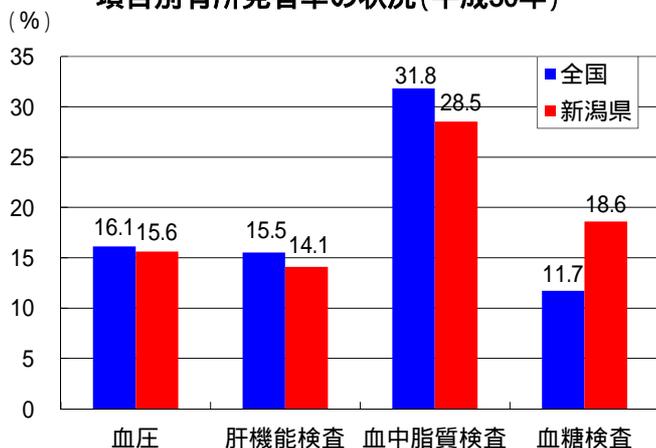
注・一部健康診断機関が数種の医学会分科会の報告を受けて健康診断結果の判定基準を改正したため、平成25年以降の有所見率が減少

新潟県における**定期健康診断**の有所見率は、平成13年以降50%を超え、毎年増加傾向にあり、血中脂質検査、血圧、血糖検査及び尿検査(糖)の有所見率も高くなっています。また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下、「脳・心臓疾患」という。)による労災支給決定件数は新潟労働局管内においても毎年数件発生しております。

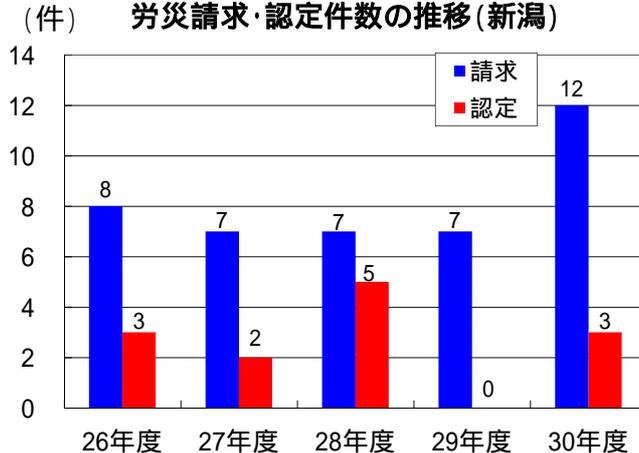
脳・心臓疾患を予防するためには、必要な場合に労働時間の短縮、作業転換等の就業上の措置を行うことに加えて、定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査における有所見の状態の改善に取り組むことが重要です。

定期健康診断の有所見率の改善に向けて積極的に産業保健活動に取り組みましょう。

項目別有所見者率の状況(平成30年)



脳・心臓疾患に係わる
労災請求・認定件数の推移(新潟)



労災請求・認定件数は年度で算出している。

ポイント

労働衛生管理体制の確立

- 労働者の健康づくりを円滑かつ効果的に進めるには、事業者が労働衛生管理は事業活動を展開するうえで不可欠な要素であることを認識し、衛生管理者、衛生推進者、産業医等に労働衛生対策を進めるうえでの必要な権限を与え、労働衛生対策を推進するための組織を確立することが必要です。

ポイント

定期健康診断の実施

- 定期健康診断を実施し、労働者の有所見の状況を把握しましょう。
- 脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査）については、有所見の分析を行い、改善に向けた取り組みに生かしましょう。
- 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査については、40歳未満の者（20歳、25歳、30歳、35歳の者を除く。）で、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者及びじん肺法で3年に一回のじん肺健康診断の対象とされている労働者のいずれにも該当しないものについては、医師が総合的に判断して必要でないときに限って、これを省略することができます。

年齢等により機械的に胸部エックス線及び喀痰検査を省略しないでください。

ポイント

定期健康診断実施後の処置

- 定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置について「医師等の意見」を聴取し、労働者の実情を考慮して、作業の転換、労働時間の短縮等、適切な就業上の措置を確実に実施しましょう。
- 労働者数50人未満の産業医の選任義務のない事業場については、各地域産業保健センターを利用して、「医師等の意見」を聴取するようにしましょう。
- 労働安全衛生規則が改正され、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報（作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等）を求められたときは、速やかに、これを提供する必要があります（平成29年6月1日施行）。
- 治療等が必要な場合は、計画的に治療しましょう。治療を受けながら就労できるように、家族、職場の衛生管理者及び労務管理者、産業医など様々な担当者と連携し、治療と仕事の両立に向けて職場環境や支援体制を整備しましょう。

ポイント

長時間労働者に対する産業医への情報提供

- 労働者の時間外・休日労働が月80時間を超えた場合、速やかに労働時間に関する情報（時間外・休日労働が80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者の超えた時間に関する情報、また該当する労働者がいない場合は該当者がいないという情報）を産業医に提供しましょう（平成31年4月1日施行）。

ポイント

定期健康診断結果の労働者への通知

- ・ 定期健康診断の結果を労働者の方に確実に通知しましょう。

ポイント

定期健康診断結果に基づく保健指導

- ・ 定期健康診断の結果に基づく医師又は保健師による保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する十分な情報提供をしましょう。
- ・ 保健指導は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者が自ら健康の保持に取り組まなければ効果が期待できないことから、労使一体となって健康づくりに努めましょう。

ポイント

健康教育等の実施

- ・ 労働者が栄養の改善や運動等に取り組むことにより、有所見の改善が図られるようにするため個々の労働者の状況に応じた健康教育、健康相談等の必要な措置を適切に実施しましょう。
- ・ 健康教育等は、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者等を重点に行いましょう。

ポイント

健康づくり計画の策定及びその実施

- ・ 定期健康診断結果等を分析し、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者等にグループ化する等により、労働者の健康状態に応じた健康教育、運動指導、情報提供等の必要な産業保健指導のための計画を策定しましょう。
- ・ 計画には、例えば、9月を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として定め、また、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日を「有所見率改善取組の日」と定める等により、健康づくりの機運の醸成を図りましょう。
- ・ 社内誌、電子メール、掲示等により重点的に労働者への啓発等を行いましょう。
- ・ 労働者ごと及び事業場全体について実施した保健指導、健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に評価し、その後充実強化すべき事項等を新たな計画に反映させましょう。

ポイント

二次健康診断等給付制度の活用

- ・ 定期健康診断等の結果において、脳・心臓疾患に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき「二次健康診断等給付」が支給されます。同制度は「二次健康診断」及び「特定保健指導」を行うもので、費用負担はありません。

健康づくり自主点検票

新潟労働局では、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を推進しています。
労働者の健康状況についての自主点検を実施しましょう。

定期健康診断の有所見状況

最近の有所見率を記入し、全国値と比較してみましょう。

有所見率	事業場(%)				全国値(%)			
	前々年値 (A)	前年値 (B)	最新値 (C)	増加率 ((C-A)/A) × 100)	平成28年 (a)	平成29年 (b)	平成30年 (c)	増加率 ((c-a/a) × 100)
(1)定期健康診断全体					53.8	54.1	55.5	3.16
(2)脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					32.2	32.0	31.8	-1.24
イ 血圧					15.4	15.7	16.1	4.55
ウ 血糖検査					11.0	11.4	11.7	6.36
エ 尿検査(糖)					2.7	2.8	2.9	7.41
オ 心電図検査					9.9	9.9	9.9	0

健康づくりの取組状況

健康づくりのための取組状況について、該当する に“レ”を付けてください。

定期健康診断における有所見者についての医師からの意見聴取を行っていますか。(安衛法66条の4)	はい	いいえ
前記の医師からの意見に基づき、必要があると認めるときは労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。(安衛法66条の5)	はい	いいえ
定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。(安衛法66条の6)	はい	いいえ
定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。(安衛法66条の7)	はい	いいえ
保健指導等において示された労働者自身が取組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。(安衛法69条)	はい	いいえ
労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	はい	いいえ
有所見率改善のための健康づくり計画を作成していますか。	はい	いいえ
個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

いいえ に“レ”を付けた場合は改善が必要です。改善に向け、計画的な取組に努めてください。

作成 新潟労働局労働基準部健康安全課

(〒950-8625 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階 電話025-288-3505)